

○大刀洗町創業・新事業展開支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の産業の振興、創業の促進及び事業継続の支援を図るため、町内で創業又は新事業展開をする者に対し、予算の範囲内において大刀洗町創業・新事業展開支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、大刀洗町補助金等交付規則(平成17年規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出により、町内において新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し、町内において事業を開始することをいう。
- (2) 新事業展開 既に事業を営んでいる個人又は法人が、町内において新たな事業を開始することをいう。
- (3) 創業の日 個人にあつては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日又は新事業の開始の日を、法人にあつては登記簿謄本に記載された設立年月日又は新事業の開始の日をいう。
- (4) 移住者 転入前4年間に本町の住民基本台帳に記録されていない者で、交付申請の時点で本町に転入した日から12月を経過していないもの又は交付申請日から実績報告日までの間に本町の住民基本台帳に記録されたものをいう。
- (5) 新規正規雇用 次のいずれにも該当する者を雇用することをいう。
 - ア 創業に際し、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結して、新たに常時雇用される者
 - イ 町内に住所を有している者
 - ウ 事業主又は法人の代表者の3親等以内の親族ではない者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者であり、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 交付申請日において本町の住民基本台帳に記録されている者又は移住者である者
- (2) 町内に本社、本店又は主たる事務所若しくは事業所を設置し、又は設置することが確実であると認められる者
- (3) 大刀洗町商工会等が創業支援事業計画に基づき実施する特定創業支援事業(創業塾、セミナーなど)を受講し、創業支援事業者から修了したことについて証明

書の発行を受けた者又は補助金の交付申請年度内にその証明書の発行を受ける
予定の者であること。(新事業展開を行う者を除く。)

- (4) 創業の日から3年間継続して事業を行う見込みがあり、実績報告日までに大
刀洗町商工会の会員(事業開始にあたり、入会する者を含む。)であること。
- (5) 町税(大刀洗町税条例(昭和30年条例第16号)第3条に規定する税目をい
う。)及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- (6) 補助金の交付を受けようとする者が、この要綱に基づく補助金の交付を受け
ていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については補助金の交付対象者と
しない。

- (1) 別表1に定める業種に係る事業を行う者
 - (2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を行う者
 - (3) 仮設又は臨時の一時的な店舗で事業を行う者
 - (4) 他の者が行っていた事業を単に継承して事業を行う者
 - (5) 大刀洗町暴力団排除条例(平成22年条例第6号)第2条に規定する暴力団又は
暴力団員、又はそれらと密接な関係を有していると認められる者
 - (6) 国又は福岡県が行う他の助成制度の対象となった事業を行う者
 - (7) その他町長が適当でないとする事業を行う者
- (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げ
る経費とする。

- (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- (2) 店舗等借入費
- (3) 事業所等新築工事費(増改築及び改修含む。ただし、住居部分を除く。)
- (4) 設備費(直接必要とする機械装置、工具、器具、備品等の購入費又は補助金交
付決定の日から申請年度の属する年度の末日までに係るリース料又はレンタル
料に限る。)
- (5) マーケティング調査費
- (6) 販売促進品等の作成に要する経費
- (7) 広告宣伝費
- (8) その他町長が適当と認める経費

2 補助金の額等は、別表2のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大刀洗町創業・新事業展開支援補助金
交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)

- (2) 誓約書兼同意書(様式第3号)
- (3) 創業支援等事業の修了証の写し(創業支援等事業を修了した者が創業する場合に限る。)
- (4) 福岡県が承認した経営革新計画書の写し(補助対象事業が新事業展開事業である場合に限る。)
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し又はこれに代わり金額が分かるもの
- (6) 新たに人員を雇用し、補助対象事業の完了後も引き続き1年以上雇用する旨の誓約書(補助対象事業が新規創業かつ定額加算に係る場合に限る。)
- (7) 事業所等の賃貸借契約書の写し(対象経費に賃料等を含む場合に限る。)
- (8) 町税及び国民健康保険税に滞納がないことの証明書
- (9) 事業所の位置図及び平面図
- (10) 本人確認書類の写し(個人事業者に限る。)
- (11) その他町長が必要と認める書類
(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、大刀洗町創業・新事業展開支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。
(事業の変更、中止等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに大刀洗町創業・新事業展開支援補助金変更等承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 第5条の規定により申請した事項の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき。
- (2) 補助対象経費の変更(30パーセントを超えない範囲の変更を除く。)をしようとするとき。
- (3) 前条の規定により交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の中止又は廃止をしようとするとき。

2 町長は、前項の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、当該申請の内容の可否を決定したときは、大刀洗町創業・新事業展開支援補助金変更等承認(不承認)決定通知書(様式第6号)により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。
(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに大刀洗町創

業・新事業展開支援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 個人事業者にあつては管轄する税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書、法人の場合にあつては法人登記事項証明書等の写し
- (2) 事業に必要な許認可証の写し(許認可を必要とする業種に限る。)
- (3) 補助対象経費に係る支払を証明する書類(領収書、契約書等の写し)
- (4) 大刀洗町商工会に加入したことを証明する書類
- (5) 交付決定者が移住者である場合は、住民票の除票(本町の住民基本台帳に記録される以前の4年間に住民基本台帳に記録されていた市区町村のもの)又は戸籍の附票
- (6) 新規雇用者に係る雇用契約の確認ができる書類及び当該者に係る個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)が記載されていない住民票の写し(補助対象事業が新規創業かつ定額加算に係る場合に限る。)
- (7) 施工前及び竣工後の写真(施設の建設又は改修を行う場合に限る。)
- (8) 購入した設備等の写真(機械、機器等の導入又は更新の場合に限る。)
- (9) 個人事業者にあつては個人番号が記載されていない住民票の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、大刀洗町創業・新事業展開支援補助金確定通知書(様式第8号)により、当該報告をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、大刀洗町創業・新事業展開支援補助金請求書(様式第9号)により町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、大刀洗町創業・新事業展開支援補助金交付決定取消・返還金決定通知書(様式第10号)により当該決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還させるものとする。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は町長の指示に従わなかったとき。
- (5) 事業を創業の日から継続して3年以上行わなかったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- ア 補助事業者が個人の場合、経営者の疾病又は死亡により事業を継続できないとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が困難であるとき。
- ウ その他事業を継続しないことがやむを得ないものと町長が認めるとき。
- (6) その他町長が補助金を交付することが不相当であると認めたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表1(第3条関係)

補助対象外とする業種	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、林業(ただし、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。) ・ 漁業 ・ 金融業、保険業(ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。) ・ 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定による許可等が必要な業種 ・ 易断所、観相業 ・ 競輪・競馬等の競走場、競技団 ・ 芸妓業及び芸妓あっせん業 ・ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業 ・ 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。) ・ 集金業、取立業(公共料金又はこれに準じるものは除く。) ・ 宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体 	

別表2(第4条関係)

事業の種類	補助率	補助金限度額	
新規創業	補助対象経費×1/2(1,000円未満切り捨て)	50万円	60万円
		移住の場合10万円	
		新規正規雇用の場合10万円	
新事業展開	補助対象経費×1/2(1,000円未満切り捨て)	50万円	